

京都大学複合原子力科学研究所教員公募について

令和4年7月22日

以下の要領により、京都大学複合原子力科学研究所教員の募集を行います。

当研究所は、原子炉による実験及びこれに関連する研究を行うことを目的として設置され、共同利用・共同研究拠点として認定された研究所であり、原子力基礎工学研究部門、粒子線基礎物性研究部門、放射線生命科学研究部門、安全原子力システム研究センターおよび粒子線腫瘍学研究センターの3研究部門（17研究分野・1客員分野）、2研究センター（5研究分野）を構成し研究を推進しています。

今回の募集は、当研究所および国内外のホットラボを利用してアクチノイドの物性化学に関する研究及び教育に貢献し、複合原子力科学研究所における共同利用・共同研究、並びにもんじゅ跡地に設置予定の新試験研究炉を利用した研究に積極的に尽力する意欲ある研究者を求めるものです。

募集要項

I. 募集人員等

職名	研究部門等	職務の内容	資格等
助教 1名	安全原子力システム研究センター*1	主としてアクチノイドや希土類の化合物(錯体、酸化物等)の合成、構造決定、物性測定を通じた物性化学とその応用の研究、希土類放射性同位体の製造とその応用の研究、およびアクチノイド物性化学研究分野等が管理する装置を利用した共同利用・共同研究の推進、ならびに学生の教育指導*2。	博士の学位を有すること

任期：今回募集の教員任期は5年。ただし1回に限り再任可（審査有）。

また、審査により原子力基礎工学研究部門（任期なし）に配置換えとなる場合がある。

*1：原子力基礎工学研究部門のアクチノイド物性化学研究分野と兼任。

*2：京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻（協力講座）を担当予定。

II. 提出書類

- (1) 履歴書（市販されている通常規格の用紙を使用のこと。）
- (2) 研究歴及び実務歴の概要
- (3) 研究業績（論文リストは「原著論文」・「国際会議等の Proceedings 論文」及び「査読の有無」で区別すること。また、主要論文別刷り5編以内を各3部（コピー可）添付すること。）
- (4) 応募理由を記した書類（着任後における研究構想および抱負。）
- (5) 推薦状（自薦可）
- (6) その他（各種研究助成金の取得状況・教育活動・学会活動・社会活動など・照会可能な方の複数名について氏名・連絡先。）
- (7) 上記提出書類（論文別刷りは除く）の電子ファイルをCDまたはUSBメモリーに入れ、一緒にご送付ください。

III. 募集締め切り

令和4年8月26日（金）必着のこと（午後5時まで受付）

IV. 男女共同参画

本学における男女共同参画推進施策の一環として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）第8条の規定に基づき、業績（研究業績、教育業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められた場合には、女性の採用を優先します。

また、出産、育児、介護等で研究を中断していた期間については、履歴書に記載してください。期間中の業績については、休業期間の前後と等しい業績を上げたものとみなして審査を行います。

V. 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒590-0494 大阪府泉南郡熊取町朝代西2丁目1010番地

京都大学複合原子力科学研究所 総務掛気付 助教選考委員会 TEL:(072)451-2310

(「安全原子力システム研究センター助教応募関係書類」と表記(朱書)し、郵便の場合は書留にすること。)

問い合わせ先：アクチノイド物性化学研究分野長 山村 朝雄

TEL:072(451)2442 e-mail: yamamura.tomoo.2e * kyoto-u.ac.jp (*を@に変えてください)

VI. 選考

複合原子力科学系会議における選考の上、採否が決定次第、本人宛に通知します。

VII. 任用予定日及び勤務地

採用決定次第なるべく早い時期・大阪府泉南郡熊取町朝代西2丁目

VIII. 勤務形態

専門業務型裁量労働制(週38時間45分相当、1日7時間45分相当)

休日：土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日および夏季一斉休業日

IX. 給与・手当等

本学支給基準に基づき支給

X. 社会保険

文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入

XI. 試用期間

あり(6ヶ月)

XII. その他

- ・複合原子力科学研究所の研究組織と所属教員名、研究内容等については、研究所ホームページ(<https://www.rri.kyoto-u.ac.jp>)を参照のこと。
- ・採用後は、複合原子力科学系に属し、複合原子力科学研究所において勤務する。
- ・京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。